

中野市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号。以下「規則」という。）第106条の規定により、本市が発注する公共工事等の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札（以下「対象入札」という。）は、建設工事及び建設コンサルタント業務委託に係る次の各号に掲げる入札とする。

- (1) 中野市事後審査型一般競争入札実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき実施する一般競争入札（総合評価落札方式を除く。）
- (2) 指名競争入札

2 前項の規定にかかわらず、中野市建設工事等業者選定委員会委員長が必要と認めるときは、対象入札を拡大することができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、工事（委託）価格の範囲内の価格をもって入札した者の価格の低い方から10分の6の者がした価格の平均額に10分の9を乗じて得た額とする。ただし、その額が建設工事にあつては、工事価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあつては工事価格に10分の8を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務にあつては、委託価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては委託価格に10分の6を乗じて得た額とする。

2 建設工事に係る入札において工事価格の範囲内の価格をもって入札した者が1者であるときは、中野市低入札価格調査制度実施要領（平成17年4月1日施行）第3条第2項に規定する低入札価格調査基準を最低制限価格とする。

(入札者への周知)

第4条 この要領の円滑な運営を図るため、対象入札について、規則第104条に規定する公告又は第115号に規定する指名競争入札通知書に対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 規則第106条の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札

者とならないこと。

- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、当該入札を行った者に規則第106条の規定により、落札者としないう旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、中野市建設工事等業者選定委員会委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月18日から施行し、平成21年6月12日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、平成23年10月1日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に行う入札の

公告又は通知に係るものから適用する。